

平成 26 年度

慶應義塾大学入学試験問題

法 学 部

地 理 歴 史 (日 本 史)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. 解答用紙のそれぞれ指定された箇所に氏名と受験番号を記入すること。受験番号欄には忘れずマークすること。
 3. 解答は、必ず解答用紙の指定の欄にマークすること。
 4. 解答用紙の解答欄にマークするときには、すべて HB の黒鉛筆を使用し、また、次の解答例に従うこと。
- (解答例)

(1)	(2)
-----	-----

 と表示のある問いに対して、「09」と解答する場合は、右に示すように解答欄 (1) の ⑩ と (2) の ⑨ にマークすること。
5. 下書きの必要があれば、問題冊子の余白を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
 6. この問題冊子は11頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。

(1)	(2)
●	0
①	①
②	②
③	③
④	④
⑤	⑤
⑥	⑥
⑦	⑦
⑧	⑧
⑨	●
⑩	⑩

問題 I

次の史料〔A〕～〔C〕と、それぞれの史料に関する解説文を読み、空欄〔(1)〕〔(2)〕～〔(23)〕〔(24)〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

史料〔A〕

四月十三日、〔(1)〕〔(2)〕格を撰し畢^{はつ}りき。律に云ふ。「罪を断るにはすべからく律令格式の正文を引くべし」と。然ればすなわち格は律令の条流にして、君と百姓と共にするものなり。

五月二十六日、陸奥国の地、大いに震動す。しばらく人民叫呼して、伏して起つ能はず。或は屋^{いふたがれ}仆^ふて圧死し、或は地裂けて埋もれ死にき。驚くべき濤^{なみ}わきあがり、くるめき漲^{みなぎ}りて、たちまちに城下に至る。浩々としてその涯^{はて}を弁ぜず。原野道路、すべて滄溟^{うみ}となる。船に乗るいとまあらず。山に登るも及び難し。溺死者、千ばかり。

六月十五日、太宰府申しけらく、「去月二十二日の夜、〔(3)〕〔(4)〕の海賊、船二艘に乗りて博多の津に來り。豊前国の年貢の絹綿^{ぬいわた}を略奪して即時^{とつぜん}逃竄^{にげ}す。兵を出して追へども、遂に賊を獲ざりき」と。

十月十三日、詔して宣ひけらく、「陸奥国、地震ももっとも甚だし。百姓何の罪ありてか。この禍毒^{わざはひ}に罹^あふ。責めは深くわれにあり」。

史料〔B〕

よべ地震ひ、この日の午時、雷の声す。家を出るに及びて、雪のふり下るがごとくなるをよく見るに、白灰の下れる也。西南の方を望むに、黒き雲起りて、雷の光しきりにす。西城に参りつきしにおよびては、白灰、地を埋みて、草木もまた皆白くなりぬ。この日は大城に参らせ給ひ、末^{ひつじ}の半ばに還らせ給ふ。この日、吉保朝臣の男、二人叙爵のありし故なり。やがて御前に参るに、天甚だ暗かりければ、燭^{しほ}を挙げて講^{はな}に侍る。戌の時ばかりに、灰下る事はやみしかど、或は地鳴り、或は地震ふ事は絶^{たふ}ず。

史料〔C〕

嘉永六年、景山公、公命を幕府より受けて、海防参与となる。〔(5)〕〔(6)〕君、公に召されて江戸に至り、公の側用人に復す。〔(5)〕〔(6)〕君、つとに夷狄^{いてき}の猖獗^{しょうけつ}を憤り、攘夷の計画、甚だ熟す。然れども〔(5)〕〔(6)〕君の持論とする所は、或は時と抵牾^{たいご}す。而してその報国の誠は即ち確然として捷^{すみ}まず。幾許も無くして、江戸の地大いに震ふ。〔(5)〕〔(6)〕君、この日を以て没す。享年五十。〔(5)〕〔(6)〕君の著す所に『回天詩史』、『弘道館記述義』有り。男子四人、女子五人有り。

〔解説文〕

史料Aの出典は、『六国史』のひとつで、藤原時平らによって編まれた〔(7)〕〔(8)〕である。『〔(1)〕〔(2)〕格式』のうちの格の成立、隣国の〔(3)〕〔(4)〕の海賊による博多襲撃と、陸奥国の大地震は、同じ年の出来事であった。文中の城下とは、はじめ国府と鎮守府の両方が置かれていた都市のことであるが、地震時には鎮守府だけは〔(9)〕〔(10)〕に移っていた。〔(11)〕〔(12)〕は詔を発し、この大災害を自らの徳のなさゆえに起きたことと断じ、民に詫びて、総合的な救済策を発表した。

史料Bの出典は、ある学者の著作 (13) (14) である。(15) (16) の富士山大噴火と、そのときの江戸の様子を記している。著者は、次期将軍として江戸城西ノ丸に住んでいた人に仕えていた。大噴火のさなかにも、主君へのいつもの講義を欠かしていない。その学者の学問は (17) (18) の系統に属していた。

史料Cは (5) (6) の追悼文である。(5) (6) は (19) (20) の江戸大地震で圧死した。(5) (6) が最晩年に作った漢詩の一節にこうある。「天は斯文を振はむと欲し、我が西山君を生ず。彰考の正史就り、尊攘の大義伸ぶ」。ここに言う「彰考の正史」とは (21) (22) を指す。(5) (6) の四男は (23) (24) の指導者として非業の最期を遂げた。

〔語群〕

- | | | | |
|----------------|-------------|------------|--------------|
| 01. 会沢正志斎 | 02. 秋田城 | 03. 安政 | 04. 胆沢城 |
| 05. 延喜 | 06. 雄勝城 | 07. 『翁問答』 | 08. 『折たく柴の記』 |
| 09. 寛平 | 10. 奇兵隊 | 11. 百済 | 12. 慶応 |
| 13. 元治 | 14. 元禄 | 15. 弘化 | 16. 高句麗 |
| 17. 光孝天皇 | 18. 弘仁 | 19. 高麗 | 20. 古義学 |
| 21. 国学 | 22. 古文辞学 | 23. 嵯峨天皇 | 24. 佐久間象山 |
| 25. 佐藤一斎 | 26. 佐藤信淵 | 27. 朱子学 | 28. 淳和天皇 |
| 29. 貞観 | 30. 貞享 | 31. 正徳 | 32. 承平 |
| 33. 『続日本紀』 | 34. 『続日本後紀』 | 35. 新羅 | 36. 志波城 |
| 37. 新撰組 | 38. 『新論』 | 39. 『聖教要録』 | 40. 『政談』 |
| 41. 清和天皇 | 42. 赤報隊 | 43. 宋 | 44. 醍醐天皇 |
| 45. 『大日本史』 | 46. 多賀城 | 47. 高山彦九郎 | 48. 天狗党 |
| 49. 天誅組 | 50. 天和 | 51. 天明 | 52. 刀伊 |
| 53. 『童子問』 | 54. 徳丹城 | 55. 『日本外史』 | 56. 『日本後紀』 |
| 57. 『日本三代実録』 | 58. 『日本史』 | 59. 『日本誌』 | 60. 『日本書紀』 |
| 61. 『日本文徳天皇実録』 | 62. 仁和 | 63. 『武家事紀』 | 64. 藤田東湖 |
| 65. 藤田幽谷 | 66. 『文会筆録』 | 67. 文久 | 68. 『弁道』 |
| 69. 宝永 | 70. 宝亀 | 71. 『本朝通鑑』 | 72. 万延 |
| 73. 明和 | 74. 桃生城 | 75. 文徳天皇 | 76. 陽成天皇 |
| 77. 陽明学 | 78. 養老 | 79. 吉田松陰 | 80. 頼山陽 |
| 81. 蘭学 | 82. 遼 | 83. 浪士隊 | |

問題 II

次の本文と本文中の下線部（ア）～（カ）に関する文章を読み、空欄〔25〕〔26〕～〔47〕〔48〕に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は、適宜改めてある。

わが国の憲政・議会思想の西洋からの輸入は、幕末期、幕府による衆議下問＝公議世論政策の採用と符節を合わせる。1862年に幕命を受けオランダのライデン大学に学んだ津田真道は、帰国後、彼の師事したフィッセルリングの講義筆記を基に、1866年、日本における最初の憲法の概説書とも言われる〔25〕〔26〕を訳出し、憲法草案をも起草している。だが、王政復古による明治政府の誕生は、天皇親政による国家構想の色調を強め、1868（明治元）年3月の五箇条の誓文の劈頭には、天皇が群臣を率いて「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決ス」べく誓文を神明に盟約したことが記される。その内容は同年4月に公布された^(ア)政体書において具体的な条文として現れる。

明治初年期の政府の立法プランは、1871年に「諸立法ノ事ヲ議スル」機関として設置された左院によれば、まず憲法の制定を急務とし、その後に、民法、刑法の順に定めるとするものであった。これは、左院小議官儀制課長宮島誠一郎が1872年に同院議長〔27〕〔28〕に建白した立国憲議の中に示されており、国家基本法の編纂と他の諸立法との明確な関連性が示唆されている。だが1873年に、征韓の是非をめぐる政府部内で内紛が生じ、これを否とする、外遊から帰国した〔29〕〔30〕ら内治優先派が、征韓派であった旧薩摩藩の西郷隆盛、旧土佐藩出身の〔27〕〔28〕らを破る。〔27〕〔28〕ら8名は、翌74年1月に、愛国公党の決議に基づき、専断政治への批判とともに、「人民ノ輿論公議」を張る民撰議院設立の提唱を内容とする^(イ)民撰議院設立建白書を左院に提出した。この建白書が契機となり、自由民権運動が急速に広まってゆく。

ところで、政府における立憲制への漸進的志向は、1875年4月の^(ウ)立憲政体樹立の詔に明らかとなった。同日の官制改革によって新たな立法機関が設けられる。翌76年には、この機関に、「我カ建國ノ体ニ基ツキ海外各国ノ成法ヲ斟酌」しつつ憲法編纂せよとの勅命が下り、実際にプロイセン・ベルギー・オランダなどの憲法が参酌されつつ編纂が進められた。「民撰議院」に関わる規定は、1878年の第二次草案以降に現れたが、1876年の第一次草案から立憲主義的性格が強く打ち出され、またいずれの草案にも17か条にわたる国民の権利義務が具体的に規定された。しかしその内容は、政府側の容れるところとはならなかった。

一方、隆盛する民権運動のなか、各種のいわゆる民権派憲法草案が示された。とりわけ、〔31〕〔32〕が中心となってつくられた「五日市憲法草案」の成立の背景には、彼が教鞭を執っていた五日市の住民による民権思想の学習結社があり、民権運動の草の根的な広がりとその具体的成果を示して重要である。1881年に執筆されたとされるその内容は、^(エ)嚶鳴社や立志社との人的・思想的交流の跡を示すものとなっており、憲法原理に反する政策決定に対し議会の拒絶権を認めるといった、幅広い議会権限が明記されている点が注目される。また様々な人権規定が置かれていた。

政府内では、1881年3月に〔33〕〔34〕が提出した奏議のなかで、憲法制定の必要を説くとともに、イギリス流の議院内閣制の早期導入を主張し、翌82年に選挙を行ってその翌年に「国議院（国会）」を開設するよう求めた。この見解は、漸進的国会開設を唱えながらも慎重論を崩さなかった者たちにとっては、極めて急進的なものとして映り、政府部内での不和が生じた。政府首脳部内に生じた立憲構想の乱れは、右大臣〔29〕〔30〕の同年7月に上奏した憲法制定方法についての方針によってひとつの方向に収斂してゆく。〔29〕〔30〕の示した欽定憲法主義などの方針は、ほぼそのまま大日本帝国憲法に受け継がれてゆくのである。

こうした明治政府における憲法編纂をその裏面から支えたのが、^(オ)御雇外国人であり、その意見や答申は^(カ)憲法の編纂

作業に大いに影響を与えた。御雇外国人が起草した日本帝国憲法草案には、 の案を具体的な憲法規範に高め、1889年2月11日に公布される大日本帝国憲法の青写真が示されていたのである。

出典 山中永之佑編『日本近代法案内—ようこそ史料の森へ』法律文化社

〔設問〕

(ア) 政体書には、

「一 大ニ斯国是ヲ定メ、制度規律ヲ建ツルハ、御誓文ヲ以テ目的トス

(中略)

- 一 天下ノ権力総テコレヲ ニ歸ス、則チ政令ニ途ニ出ルノ患無ラシム、 ノ権力ヲ分ツテ、立法行政司法ノ三権トス、則チ偏重ノ患無ラシムルナリ
- 一 立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス、但シ臨時都府巡察ト、外国応接トノ如キ、猶立法官得管之
- 一 親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ、其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ、親親敬大臣ノ所以ナリ、藩士庶人ト雖トモ徴士ノ法ヲ設ケ、猶其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ、貴賢ノ所以ナリ
- 一 各府各藩各県皆 ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ」

と記されている。

(イ) 民撰議院設立建白書では、「臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、 (a) ニ在ラズ、 (b) ニ在ラズ、而獨 (c) ニ歸ス。夫 (c)、 (a) ヲ尊ブト曰ザルニハ非ズ、而 (a) 漸ク其尊榮ヲ失フ、 (b) ヲ保ツト曰ザルニハ非ラズ、而政令百端、朝出暮改、政情夷ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽、困苦告ルナシ。・・・(中略)・・・臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハズ、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已。天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已。則 (c) ノ権限ル所アツテ、而 其安全幸福ヲ受ル者アラン。請、遂ニ之ヲ陳ゼン。」と述べられている(注 文中の と には、それぞれ同じ言葉が入る)。この建白書の本文のなかの (a) (b) (c) に入る語句の最も適切な組み合わせは、下記①～⑥のうち である。

- ① (a) 人民 — (b) 帝室 — (c) 有司
- ② (a) 人民 — (b) 有司 — (c) 帝室
- ③ (a) 帝室 — (b) 人民 — (c) 有司
- ④ (a) 帝室 — (b) 有司 — (c) 人民
- ⑤ (a) 有司 — (b) 人民 — (c) 帝室
- ⑥ (a) 有司 — (b) 帝室 — (c) 人民

(ウ) 立憲政体樹立の詔には、「朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ会シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ顧ニ中興日浅ク内治ノ事当ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ拡充シ茲ニ ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ広メ ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又 ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ図リ漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス汝衆庶或ハ旧ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク為スニ急ナルコト莫ク其レ能朕カ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ」とある(注 文中の と には、異なる機関名が入る)。

- (エ) 嚶鳴社にも加わっていた (43) (44) は、自由主義経済論を主張し、『日本開化小史』を著したことでも知られる。
- (オ) 憲法の制定に先立ち、御雇外国人の (45) (46) が起草した草案をもとに山県有朋が中心となって制定した明治地方自治制は、プロイセンの制度の影響が強く見られるものであったが、名望家支配と官僚的統制という性格を併せもつものであった。
- (カ) 大日本帝国憲法の起草にあたった (47) (48) は、日露戦争においては、ハーヴァード大学留学時代から親交のあった、アメリカ合衆国のセオドア＝ローズヴェルト大統領と接触し、アメリカ合衆国世論の親日誘導にあたった。

[語群]

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 01. ① | 02. ② | 03. ③ | 04. ④ |
| 05. ⑤ | 06. ⑥ | 07. 板垣退助 | 08. 伊藤博文 |
| 09. 伊東巳代治 | 10. 井上馨 | 11. 井上毅 | 12. 岩倉具視 |
| 13. 江藤新平 | 14. 榎本武揚 | 15. 大木喬任 | 16. 大久保利通 |
| 17. 大隈重信 | 18. 小田為綱 | 19. 小野梓 | 20. 小幡篤次郎 |
| 21. 加藤弘之 | 22. 金井延 | 23. 金子堅太郎 | 24. 議定 |
| 25. 議政官 | 26. 議題草案 | 27. 木戸孝允 | 28. グナイスト |
| 29. 黒田清隆 | 30. 刑法官 | 31. 公議所 | 32. 貢士 |
| 33. 国体新論 | 34. 後藤象二郎 | 35. 参議 | 36. 参事院 |
| 37. 三条実美 | 38. 参与 | 39. 集議院 | 40. シュタイン |
| 41. 杉田成卿 | 42. 正院 | 43. 相馬永胤 | 44. 副島種臣 |
| 45. 泰西国法論 | 46. 田口卯吉 | 47. 太政官 | 48. 千葉卓三郎 |
| 49. 地方官 | 50. 丁丑公論 | 51. 中江兆民 | 52. 沼間守一 |
| 53. 馬場辰猪 | 54. 万国公法 | 55. 福澤諭吉 | 56. 福地源一郎 |
| 57. ボアソナード | 58. 輔相 | 59. 松方正義 | 60. 民部官 |
| 61. メッケル | 62. モッセ | 63. 矢野竜溪 | 64. 山田顕義 |
| 65. 立憲政体略 | 66. ロエスレル | | |

問題Ⅲ

次の(ア)～(エ)は、日本において実施された衆議院議員選挙について同時代の政局に絡めて解説を加えている(時代順に並んでいるとは限らない)。総選挙の年表や選挙ポスターの図を参考にしながら、空欄(49)～(50)～(73)～(74)に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

(ア)

首相候補に挙げられた(49)～(50)は、兵器の近代化を含む軍縮を行った経歴を持つため、陸軍の反発を受け政権樹立には至らず、陸軍出身の人物に白羽の矢が立ち、この人物が政権を樹立した。第(51)～(52)回総選挙は、少数の与党勢力しか持たないこの内閣が、予算成立直後、解散に打って出て実施されることになった。政党政治の下で実施された選挙は腐敗していたとの反省に立ち、清潔公正な選挙を目指す選挙粛正運動下に実施されたため、第(51)～(52)回総選挙は、前回の総選挙とともに「粛正選挙」とも呼称される。「粛正選挙」は、事実上、政府による候補者推薦制が導入された次の総選挙の前段としても位置づけられている。第(51)～(52)回総選挙で、政権は、与党多数を目指したが、その目的を達することができず4ヶ月で崩壊し、(53)～(54)にまで遡ることができる家系に生まれた人物に引き継がれた。その「家」は、天皇家と結びつきを強め権勢を振った(53)～(54)より分かれた五家の中の筆頭であった。

(イ)

政界を引退していると目されていた人物が復帰し政権に就いたことから、この人物への人気が高揚する中で、総選挙は行われた。首相が、列車に乗ったまま各駅で演説して廻る「車窓演説」を行ったことでも有名な選挙である。与党の(55)～(56)は議会の少数で出発したものの、この選挙で大勝し衆議院第一党に躍進し、野党の(57)～(58)は、敗北を喫した。選挙の結果、議会に与党優位をつくることに成功した内閣は、かつて政変の引き金になった(59)～(60)案の議会通過に成功する。他方、この内閣が戦争に乗り展開した対中外交は、日本外交に禍根を残すことになった。

(ウ)

第(61)～(62)回総選挙は、選挙権の大幅拡大に伴い、有権者が従前に比し4倍の約1200万人に急増した後、最初に実施された総選挙であった。急増した有権者に対応するため、不特定多数に訴えるのに有効な手段として選挙ポスターが本格的に導入された選挙であるが、図は、その一枚である。図では省かれているが、左上には、与党(57)～(58)の略称が大書され、その下には党首であった(63)～(64)が描かれ、他方、右上には、野党(65)～(66)の略称が大書され、その下には、後に同党を率いて政権を担うことになる党首の(67)～(68)が描かれている。(63)～(64)はお酒に浮かれ遊興している姿が、(67)～(68)は民衆を前に毅然として演説し、動物にちなんだ彼の異名を彷彿とさせる姿が描かれていることから、これは、(65)～(66)のポスターであることがわかる。

	実施年月
第1回総選挙	明治23年7月
第2回総選挙	明治25年2月
第3回総選挙	明治27年3月
第4回総選挙	明治27年9月
第5回総選挙	明治31年3月
第6回総選挙	明治31年8月
第7回総選挙	明治35年8月
第8回総選挙	明治36年3月
第9回総選挙	明治37年3月
第10回総選挙	明治41年5月
第11回総選挙	明治45年5月
第12回総選挙	大正4年3月
第13回総選挙	大正6年4月
第14回総選挙	大正9年5月
第15回総選挙	大正13年5月
第16回総選挙	昭和3年2月
第17回総選挙	昭和5年2月
第18回総選挙	昭和7年2月
第19回総選挙	昭和11年2月
第20回総選挙	昭和12年4月
第21回総選挙	昭和17年4月
第22回総選挙	昭和21年4月



(エ)

時の内閣が、高揚する (69) (70) 運動に対抗し議会を解散したため実施されることになった総選挙である。同内閣は、高等教育機関の増設や鉄道の拡張計画策などの積極政策を掲げて戦い、与党 (57) (58) は単独過半数を大きく上回る議席を獲得した。解散に先立ち、(71) (72) の導入を含む衆議院議員選挙法の改正を実現していたことも、与党大勝の一因として挙げることができる。(73) (74) 藩出身で (57) (58) の党首が率いるこの内閣は、(63) (64) を陸相に据えた。

[語群]

- | | | | |
|-------------|-----------------|-----------|-------------|
| 01. 1 | 02. 2 | 03. 3 | 04. 4 |
| 05. 5 | 06. 6 | 07. 7 | 08. 8 |
| 09. 9 | 10. 10 | 11. 11 | 12. 12 |
| 13. 13 | 14. 14 | 15. 15 | 16. 16 |
| 17. 17 | 18. 18 | 19. 19 | 20. 20 |
| 21. 21 | 22. 22 | 23. 会津 | 24. 荒木貞夫 |
| 25. 石原莞爾 | 26. 板垣征四郎 | 27. 犬養毅 | 28. 上原勇作 |
| 29. 宇垣一成 | 30. 大山巖 | 31. 革新倶楽部 | 32. 桂太郎 |
| 33. 加藤高明 | 34. 加藤友三郎 | 35. 桓武平氏 | 36. 貴族院令改正 |
| 37. 清浦奎吾 | 38. 軍部大臣現役武官制改正 | 39. 憲政会 | 40. 憲政党 |
| 41. 憲政本党 | 42. 国体明徴 | 43. 国民協会 | 44. 国民同盟 |
| 45. 御三家 | 46. 国家改造 | 47. 西園寺公望 | 48. 西郷従道 |
| 49. 薩摩 | 50. 幣原喜重郎 | 51. 自由党 | 52. 小選挙区制 |
| 53. 条約改正 | 54. 進歩党 | 55. 鈴木喜三郎 | 56. 清華家 |
| 57. 政友本党 | 58. 清和源氏 | 59. 第1次護憲 | 60. 大選挙区制 |
| 61. 大同団結 | 62. 第2次護憲 | 63. 高橋是清 | 64. 田中義一 |
| 65. 治安維持法改正 | 66. 治安警察法改正 | 67. 中選挙区制 | 68. 長州 |
| 69. 寺内正毅 | 70. 床次竹二郎 | 71. 土佐 | 72. 南部 |
| 73. 2個師団増設 | 74. 鳩山一郎 | 75. 浜口雄幸 | 76. 原敬 |
| 77. 肥前 | 78. 比例代表制 | 79. 藤原京家 | 80. 藤原式家 |
| 81. 藤原南家 | 82. 藤原北家 | 83. 普選 | 84. 文官任用令改正 |
| 85. 町田忠治 | 86. 山梨半造 | 87. 山本五十六 | 88. 山本権兵衛 |
| 89. 立憲改進黨 | 90. 立憲国民党 | 91. 立憲政友会 | 92. 立憲同志会 |
| 93. 立憲民政党 | 94. 若槻礼次郎 | | |

問題Ⅳ

次の史料と下線部（ア）～（エ）に関する文章を読み、空欄（75）（76）～（99）（100）に入る最も適切な語句を語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。なお、引用した史料の原文は適宜改めてある。

（75）（76）内閣総理大臣 所信表明演説

このたびの総選挙において、与党たる自由民主党は、国民大多数の根強い支持を得て、私は、三たび内閣首班の重責になることとなりました。政策論議に終始した選挙と国民の厳粛な審判を通じ、私は、われわれの政策が国民各位の信任を得たことを喜ぶとともに、今後とも国民の声に耳を傾けつつ、勇気をもって国政に当たる決心であります。

総選挙において公約した重要政策は、明年度予算の編成を中核として、すみやかに具体的方策を決定し、国会の審議をお願いするよう鋭意準備を急いでおります。今国会では、当面急を要する災害対策、公務員給与の引き上げ等に必要な補正予算と、これに関連する諸案件を提出し、御審議を願うことといたしました。⁽⁷⁷⁾したがって、この際は、当面の問題について所信を述べるにとどめたいと存じます。

（中略）

滞米中、（77）（78）新大統領と会談し、日米両国の協力関係は、前大統領の死によって何ら変更するもの⁽⁷⁸⁾でないことはもとより、今後ますます緊密の度を加えるべきことを相互に確認いたしました。したがって、両国閣僚間の合同委員会も、できるだけ早い機会に開催することに意見の一致を見たとであります。

アジアにおいては、いまなお不安と動揺の様相があとを絶つに至っておりません。情勢は依然流動的であります。わが国としては、アジアの安定と繁栄に寄与するため、独自の方策を力強く積極的に進めていくつもりであります。⁽⁷⁹⁾特に、民主政治への第一歩を踏み出した隣邦韓国については、その前途を祝福し、多年の懸案である国交正常化を実現するよう、さらに交渉を促進する決意であります。

（79）（80）を通じて完全雇用と国民生活の向上を旨とする高度福祉国家の建設は、国民各位の変わらぬ支持を得ました。したがって、私は、引き続き、経済の健全な成長を基調とし、過去の実績と将来の動向を十分考慮しつつ、消費者物価の安定、社会資本の充実、社会保障の強化、減税等一連の施策を公約に従って一そう強力に実行していく考えであります。とりわけ、立ちおくれの目立つ農業、中小企業、サービス業の近代化については革新的な方策を講ずるため、財政金融の総力をあげてこれに立ち向かう決意であります。

消費者物価については、今後とも財政金融政策の適切な運用をはかり、低生産性部門の生産性の向上、労働力流動化の促進等各般の措置を強力に講じ、成長過程の中で基本的な解決をはかってまいります。その間、公共料金その他政府の規制し得る範囲のものは、極力その引き上げを抑止する等果敢な応急措置を講ずる決意であります。

また、開放経済体制に移行するわが国経済が、新しい国際環境に適応しつつ着実に発展していくため、政府は、民間⁽⁸¹⁾の協力を得て、輸出の安定的拡大、海運その他貿易外収支の改善等長期にわたる国際収支の均衡維持に最善の努力を傾注するものであります。

（以下省略）

(ア) 戦後の日本では、労働組合は企業ごとに組織されてきたが、そうした労働組合が産業別の枠をこえて、賃上げ要求を組織したことに、春闘は始まる。春闘は総評の中心的活動となり、(81) (82) 総評議長と (75) (76) の間で、民間賃金の引き上げに準じて公務員給与を引き上げる合意がなされた。他方、労働組合の分裂も進み、1964年には労使協調路線に立つ (83) (84) が発足し、民間大企業の労働組合を中心に影響力を強めていった。

(イ) アメリカ合衆国は、日本を西側陣営に定着させようと対日講和を急いだ。日本では、講和をめぐり全面講和と多数講和に世論が分かれた。全面講和を唱えた東京大学総長の (85) (86) は、時の首相から「曲学阿世の徒」と痛罵された。一方、慶應義塾長を務め、皇族の教育にも携わった (87) (88) は、東西冷戦下での全面講和は理想論に過ぎないと断じ、現実主義の立場から多数講和の論陣を張った。

また政界では、日本社会党が左右に分裂し、書記長であった (89) (90) が右派を率いることになる。彼はその後、再統一された日本社会党の委員長に就任するが、志半ばで薨れ、(75) (76) が国会で追悼演説を行っている。

講和条約とともに締結された日米安全保障条約により、米軍の日本駐留が認められ、朝鮮戦争の休戦協定がむすばれると、1953年に (75) (76) と (91) (92) 米国務次官補が日本の軍事力強化について会談し、翌年、陸海空からなる自衛隊が発足した。1960年代に入ると、沖縄では復帰運動や基地反対運動が盛り上がり、1967年、(77) (78) 大統領は3年以内の沖縄返還を約束した。

(ウ) (75) (76) の「政経分離」の方針のもと、国交のない中華人民共和国との準政府間貿易が始まった。この貿易は交渉にあたった廖承志と (93) (94) の頭文字で呼ばれることもある。一方、朝鮮半島情勢が不安定ななか、日本と大韓民国は、中断と再開を繰り返しながらも国交正常化交渉を続け、基本条約をむすんでいる。大韓民国の主権が及ぶ水域として設定されていた (95) (96) ラインは、基本条約と同時に調印された漁業協定により廃止された。

(エ) (75) (76) は経済成長を優先し、1962年には (97) (98) が公布された。石炭から石油へのエネルギー転換が進むにともなって、太平洋ベルト地帯に巨大な石油化学コンビナートが建設され、1964年には東海道新幹線が完成し、翌年には名神高速道路が開通した。また、貿易と資本を自由化し、日本は1963年に国際収支の悪化を理由に輸入制限ができない (99) (100) となった。

〔語群〕

01. APEC加盟国	02. GATT 11条国	03. IMF 8 条国	04. OECD加盟国
05. アイゼンハワー	06. 浅沼稲次郎	07. 芦田均	08. アチソン
09. 安部磯雄	10. 池田勇人	11. 大内兵衛	12. 太田薫
13. 大塚久雄	14. 片山哲	15. 加藤勘十	16. 河上丈太郎
17. 機械工業振興臨時措置法	18. 企業合理化促進法	19. 岸信介	20. キッシンジャー
21. 金日成	22. 金大中	23. 金泳三	24. 黒田寿男
25. 経済安定九原則	26. 傾斜生産方式	27. ケナン	28. ケネディ
29. 小泉信三	30. 佐藤栄作	31. 産別	32. 所得倍增計画
33. ジョンソン	34. 新産業都市建設促進法	35. 新都市計画法	36. 鈴木茂三郎
37. 世界銀行加盟国	38. 石炭鉱業合理化臨時措置法	39. 全労協	40. 全労連
41. 増税なき財政再建	42. 高橋達之助	43. 田中角栄	44. 田中耕太郎
45. ダレス	46. 中立労連	47. 東郷茂徳	48. 同盟
49. 徳川宗敬	50. 徳田球一	51. 苫米地義三	52. ドッジ
53. トルーマン	54. ドレーパー	55. 南原繁	56. ニクソン
57. 西尾末広	58. 農業基本法	59. 野坂参三	60. 朴正熙
61. 福沢桃介	62. プレトン＝ウッズ協定国	63. マッカーサー	64. 丸山真男
65. 矢内原忠雄	66. 吉田茂	67. 李承晩	68. 列島改造
69. 連合	70. ロイヤル	71. 労働三法	72. ロバートソン

